

遺言執行者

紹介制度のご案内

遺言を作ろうと考えて
いる方におすすめです！



「みみん」

「のるん」

神奈川県弁護士会 総合法律相談センター マスコット

遺言執行者を
紹介します！

遺言執行者とは？

「遺言執行者」とは、亡くなった人の最終意思である遺言の内容に従って各種の相続手続きを行う者のことです。

遺言執行者を指定しておくのが望ましいときとは？

- ・遺言で、必ず遺言執行者が必要となる手続きを行いたい場合
認知や相続人の廃除を行うときは、様々な利害関係が絡むため、遺言執行者が必要です。
- ・財産が、不動産や有価証券、預貯金など多岐にわたる場合

等々

弁護士の遺言執行者を定めておくと、相続人同士の利害を調整しながら適正な相続手続きが行われ、遺言書の内容を早期かつ忠実・的確に実現されるので、安心です。

お申込・お問い合わせ先

神奈川県弁護士会 関内法律相談センター

TEL **045-211-7700**

(受付 月～金 午前9時30分～午後5時)

※本制度の流れは裏面をご覧ください。

遺言執行者紹介制度の流れ



遺言執行者紹介制度事業要綱

対象	遺言の作成を考えられている方（ただし、後記紹介できない場合に該当する場合があります。） なお、遺言に関する相談や遺言書の作成を依頼することも可能です。
遺言執行者の報酬等	申込者と弁護士が協議の上、決定します。
紹介方法	申込者の記載内容を前提に紹介を了承した弁護士1名を紹介します。
紹介できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 反社会的な個人からの申込みの場合（暴力団関係者など） ● 目的又は手段において違法な事業その他公序良俗に反する事業を行っている個人からの申込みの場合（悪徳商法など） ● 風営法上の性風俗関連特殊営業を行っている個人からの申込みの場合 ● 申込者が過去に禁錮以上の刑の言い渡しを受け、その効力が消滅していない場合 ● 神奈川県弁護士会法律相談センターにおいて、遺言の作成及び遺言執行者の指定を推進しようとする本制度の趣旨・目的に反し、遺言執行者候補者を紹介することが不相当と判断した場合
申込方法	専用申込書に必要事項をご記入のうえ、神奈川県弁護士会に郵送もしくは持参にてご提出ください。専用申込書は神奈川県弁護士会ホームページの遺言執行者紹介ページに掲載しております。 なお、適任者がいない場合にはご紹介できない場合があります。
免責	紹介後の申込者と紹介した弁護士との間の問題については、委任契約の締結及び遺言の執行を含め、神奈川県弁護士会及び神奈川県弁護士会総合法律相談センターは何ら責任を負うものではありません。

<問い合わせ先>

神奈川県弁護士会 関内法律相談センター
〒231-0021

横浜市中区日本大通9番地

電話：045-211-7700

<http://www.kanaben.or.jp/>

